

平成18年度 【東海地区】錬士臨時中央審査実施要項

- 1.期 日 平成18年11月26日(日) 9:30(会場開館8:30)
- 2.会 場 『浜松市弓道場』……静岡県浜松市増楽町920-2 TEL 053-447-6820
(道順) JR「浜松駅」下車、バス乗り場4番ポールから10,11,12番・浜名線乗車、「可美公園」下車すぐ(所要時間15分)。タクシー利用の場合は約10分。
- 3.審査種別 錬 士
- 4.受審資格 平成17年11月26日までの五段受有者
- 5.審査方法 行射、面接及び学科試験の総合成績により合否を決定する。
(1)行 射：第一次審査の通過者について、第二次審査を行う。
(2)面 接：行射の第一次審査の通過者について人物、見識及び指導力を査定する。
(3)学 科：学科(筆記)試験を行う。
- 6.受審の申込について
(1)方 法：所定の用紙により審査料を添えて、所属地連へ申請すること。
(2)締切日：平成18年10月24日(火) 締切厳守
(3)申込先：〒150-8050東京都渋谷区神南1-1-1岸記念体育会館内
(財)全日本弓道連盟 「東海地区錬士臨時審査係」宛
TEL 03-3481-2387(代)
FAX 03-3481-2398
- 7.注意事項 (1)申込書の申請には、所属地連の締切日に十分留意すること。
(2)申込書は、必要事項を楷書で判りやすく、明確に記入すること。会員IDを必ず記入すること。
ID記入欄の無い旧様式の申込書利用の場合は、下部空欄に記入すること。
(3)申込書に虚偽の記載があった場合は、審査の結果が無効となることもある。
(4)受審者は、開始時刻までに会場へ集合すること。
(5)受審者は、全員和服を着用し、必ず本連盟会員章をつけること。
(6)審査に遅刻したり呼び出しに応じない際は、棄権したものとみなす。
(7)立射で受審する際は、審査申込書に立射で受審したい旨を朱書きして、その事由を証明する「身障者手帳の写し」または「医療機関の診断書(発行日から1年以内有効・コピー可)」を付し、地連会長の認証を受けて申し込むこと。
- 8.その他 審査申込書に記載される個人情報の利用目的について
審査申込書の提出により、以後の関係資料について下記取り扱いの旨、承諾を得たものとする。
(1)審査名簿ほか関係資料への記載(氏名、所属地連、年齢、既得の称号及び授与年月、既得の段位及び認許年月、その他特記事項)
(2)立順表への記載(氏名、所属地連)
(3)審査結果報告および本連盟刊行物(機関誌など)への記載(氏名、所属地連、既得の称号または段位)

平成18年7月

主 催 財団法人全日本弓道連盟
主 管 静岡県弓道連盟